

鉱夫賃銀調査票

内閣統計局

大正 年 月 分

主要鉱産科目 鉱山所在地 鉱山名

一ヶ月（実際作業日数）ノ在籍鉱夫延人数

坑内夫				坑外夫				総数
男		女		男		女		
十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	
人	人	人	人	人	人	人	人	人

一ヶ月ノ稼働鉱夫延人数及賃銀諸手当賞与支払総額並一人当金額

	坑内夫				坑外夫			
	男		女		男		女	
	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上	十六歳未満	十六歳以上
稼働鉱夫延人数	人	人	人	人	人	人	人	人
賃銀諸手当賞与支払総額	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
一人当賃銀諸手当賞与額	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(1) 無償又ハ廉価ニテ給与スル米麦ノ代金又ハ差損金総額

備考 円 銭

(2) 半期年末ノ賞与総額 円 銭

一ヶ月ノ実際作業日数

日

(1) 本票記載ノ事項ハ全国多数ノ鉱山ニ就テ調査シタル結果ヲ集計ノ上毎月発表スルモノナルモ決シテ貴鉱山名及本票記載ノ数字ヲ此ノ儘ニテ公表スルコトナキヲ以テ聊モ貴鉱山ノ御迷惑トナルコトナキニ依リ事実有ノ儘ニ正確ニ御記入アリタシ

(2) 本票ハ御調製ノ上必ス翌月十五日迄ニ鉱務署ヘ提出セラレタシ

記入上ノ注意

- 一ヶ月（実際作業日数）ノ在籍鉱夫延人数ノ欄ニハ其ノ月ニ於ケル貴所ノ在籍鉱夫ヲ男女及年齢別ニ別チ各其ノ毎日ノ在籍鉱夫数ノ一ヶ月（実際作業日数）ノ延人数ヲ夫々記入セラレタシ若シ年齢ヲ満歳ニテ十六歳未満、十六歳以上ニ分ツコト困難ナルトキハ数ヘ歳ニテ十六歳以下、十七歳以上ニ区分セラルルモ差支ナシ
- 出勤鉱夫延人数ノ欄ニハ其ノ月ニ於ケル貴所ノ出勤鉱夫ヲ男女及年齢別ニ別チ各其ノ毎日ノ稼働鉱夫数ノ一ヶ月間ノ延人数ヲ夫々記入セラレタシ（工程ノ高ニ拘ラス又所定時間以上作業ニ従事シタル場合モ所定時間以下作業ニ従事シタル場合モ之ヲ一人トシテ計算アリタシ）
- 賃銀諸手当賞与支払総額ノ欄ニハ日給、時間延長割増、出来高払、請負払等普通賃銀又ハ手間ト称スルモノ及各種ノ手当（但シ鉱業法ニ基ク扶助料及帰郷旅費ハ含マズ）奨励加給並ニ賞与等（現金又ハ伝票ニテ支給スルモノニ限り無償又ハ廉価ニテ給与スル実物ノ代金又ハ差損金ハ決シテ之ヲ加算セサルコト）ノ一ヶ月ノ支払総額ヲ記入セラレタシ
- 一人当賃銀諸手当賞与額ノ欄ニハ稼働鉱夫延人数ヲ以テ賃銀諸手当賞与支払総額ヲ除シタル一人当ノ金額ヲ記入セラレタシ
- 無償又ハ廉価ニテ鉱夫（鉱夫以外ノ者ニ対スル分ハ必ス之ヲ除クコト）ニ給与スル米麦ノ代金又ハ差損金ノ総額ヲ備考欄(1)ニ記入セラレタシ
- 鉱夫（鉱夫以外ノ者ニ対スル分ハ必ス之ヲ除クコト）ニ対スル半期年末ノ賞与金ハ其ノ月ノ支払総額中ニ加ヘス其ノ賞与金総額ヲ備考欄(2)ニ記入セラレタシ
- 一ヶ月ノ実際作業日数ノ欄ニハ公休日及貴所ノ都合又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ臨時休業日等ヲ除キタル實際ノ作業日数（皆勤鉱夫ノ稼働日数ニ当ル）ヲ記入セラレタシ
- 若シ貴所ノ賃銀計算等期間カ暦月ト一致セサル場合（例ヘハ前月二十六日ヨリ当月二十五日迄ヲ一計算期間トスルカ如シ）ニハ貴所実施ノ賃銀計算期間ニ依リ一ヶ月ノ在籍鉱夫延人数、一ヶ月ノ稼働鉱夫延人数、賃銀諸手当賞与支払総額、一人当賃銀諸手当賞与額、一ヶ月ノ所定作業日数ヲ夫々記入セラレタシ